



月報

1

# 缶詰



(45.1.1 №. 37 VOL. 4)

## 新年号

- 【年頭所感】 70年代の間屋経営 ..... 1
- 行政公害への挑戦(会長 浅井二郎) ..... 8

## チクロ特報

- ◇(第1回) チクロ対策委員会 ..... 5
- ◇東部、中部、西部の調停委員会設置 ..... 6
- ◇陳情書を自由民主党田中幹事長に手渡す ..... 9
- ◇食品加工全国団体連絡協議会打合せ ..... 12

## 米 国 チ ク ロ 情 報

- ◇齋藤厚生大臣に再陳情 ..... 14



- ◇手持印刷空缶のみかん缶 JAS 品転用取扱いについて ..... 15
- ◇果実飲料規格改正の説明会 ..... 16
- ◇缶詰パンフレット刷上がる ..... 17

# 全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル7階

電話 東京 (273) 9 2 8 9 番

# 年 頭 所 感

## 全国缶詰問屋協会

会長 浅井 二郎

明けましておめでとございます。

まず、年頭に思うことはわれわれ問屋業界にいよいよ70年代の大詰め  
の時が迫つて来たという感であります。いま缶詰加工食品の問屋（卸商  
も含め）は全国に約3,000社を数えることが出来ますが、問屋は70  
年代の経営にこのままの姿でよいであろうか、否このままの姿では社会  
情勢が許さない時機に到達したと思われるのであります。企業発展の歴史  
を顧みますに三菱グループにしても、三井グループにしても、企業発  
足の頭初は岩崎家、三井家の私企業にはじまったものであります。今  
日の発展を見たのは私企業の殻を脱して、社会企業としての途を選んだ  
からにほかならないと思うのであります。いま食品問屋の多くの姿は私  
企業のからの中であり、その仕事を世襲事業と考えているところに時流  
とそぐわないものが出てくるのではなからうか、70年代の食品問屋経  
営は、社会企業への脱皮が要請されているものと思われるのであります。  
60年代に急速に発展を遂げたピツグストア一群は、いまヤジャスコ、  
セルコ、ナルサ、ユニ等の協議業体への途を選び、やがては大同団結によ  
る合併にまで進むものと予想されるのであります。われわれが過去に零  
細企業の代表のように思つていた小売業は、たくましく社会企業として  
の大規模小売業の途を邁進しているのであります。従つてわれわれ問屋

群も、生産企業規模と末端企業規模とに対応出来る問屋企業規模を持たねばならぬことを要求されておるのであります。しかしながら無計画な拡大はきつく自戒せねばなりません。西日本地区に見られる有力問屋の波紋はこの範疇にはいるからであります。ご承知の通り日本経済はたくましく発展を續けておりますが、反面物価の高騰を伴なっております。好むと好まざるとに拘わらず、本年も大巾な賃金上昇が予想されるのであります。しかしながら多くの問屋はこの賃金上昇を生産性向上の中に吸収し得ることは不可能と思われるのであります。さりとて賃金上昇は避けることの出来ない経済現象なのであります。問屋が人件費の高騰をこなし企業採算をとるためにも、今のあり方は再検討されねばならない時機に達したのであります。

日本経済は、世界経済の一環としてさらに繁栄への前進を續けようとしてるのであります。資本の自由化は眼前に来ているのであります。いまにしてわれわれ問屋が立ち上がらねば外国資本による巨大なるグロサリー・ホールセラー（総合食品問屋）の出現を見ないとも限らないのであります。

私ども食品問屋は、いまかかる諸情勢の中におかれてるのであります。従つて私どもは冷静に自己の企業のあり方について、これらの諸情勢に対応する施策を果敢に実行せねばならぬことを年頭にあたり思いを新たにするものであります。

以 上

## 行政公害への挑戦

昨年 10 月 18 日 H・E・W（保健教育厚生省）のフィンチ長官は記者会見において

「チクロを含有する食品類を店から取除かねばならない程の危険性は全くない。此の除去の長官命令はチクロを含有するソフトドリンク食品類或いは処方箋なしで売れる薬品が市場から全部なくならなければいけない等とは要求するものではない。此種製品は健康上それらを必要とする人、例えば医師にかかっている糖尿病患者、肥満者等は買いたい時には手に入るようにする」

と強調しながらチクロ含有食品類の使用販売禁止措置を発表したのであつた。何故、このような措置が取られたのであろうか、米国には食品薬粧品法(FOOD DRUG AND COSMETIC ACT) の附帯条項である Delaney 条項「人又は動物に供した場合カンを発生させる恐れがある食品添加物は市場から撤去されねばならない」という法律あり、これに基いて措置されたものである。

この電報が日本に伝わるや、一流新聞紙は毒性のみの部分を誇張してセンセーショナルに報道を繰返し消費者大衆に対しチクロ毒性の恐怖を煽り、食品に対し誤れる不信の念をいだかせて仕舞つたのである。

かかるムードの中に厚生省は自主性と冷静を失い予告期間も設けず 11 月 5 日食品衛生法施行規則の 1 部を改正する省令（厚生 32）を発令し 11 月 10 日よりチクロ使用禁止を行い、既製品の販売については清涼飲料水は昭和 45 年 1 月 31 日まで、その他の食品については昭和 45 年 2 月 28 日までを猶予期日として禁止する措置を取つたことは業界にとつて行政公害と断ぜざるを得ないのである。

この突然の使用販売禁止措置は缶詰業界に 400 億円の損害を与え、食品加工全国団体協議会加盟の 30 団体に属する全加工食品類に 1,400 億円におよぶ損

害をもたらし、中小企業によつて形成される食品業界に連鎖的な経済破綻を惹起せしめ経済界に全面的な経済恐慌を招くおそれなしとしないことを憂慮するものである。

斯る時態に対処いたしますために全国缶詰問屋協会は全力を傾注して情報の蒐集ならびに提供を行うと同時に、日本缶詰協会、各県缶詰協会ならびに食品加工全国団体協議会と緊密なる連繫を取りつつ関係官庁との折衝および関係各大臣、自民党幹事長等への猶予期限徹廃についての陳情を重ね来つた次第であるが、ここに特に特筆すべき事柄は全国に亘る問屋小売店 30 万店に呼び掛けた署名運動の成果であると思う。われわれ缶詰、食品流通部門がこの署名運動によつて連繫した固い団結は将来わが業界の手によつて職能代表議員を国会に送ることが出来ると確信したからである。

全国の流通部門の熱意によつて集められた署名簿は 12 月 20 日午前 9 時 30 分自由民主党本部において田中幹事長経由佐藤首相に届けられたのである。

吾が缶詰食品流通部門の全国的な団結は、その熱意は必ずやわれわれの主張を貫徹させるであらうことを確信するものである。

(12月25日 浅井会長記)

## (第1回) チクロ対策委員会

日 時 昭和44年1月16日 11.00～13.00時

場 所 ホテル国際観光 3階 竹の間

東京都千代田区丸の内1～1 TEL 231～3281

- 議 題
1. 委員長選出の件
  2. チクロ対策委員会活動に関する件
    - ① 調停委員設置の件
    - ② 署名陳情に関する件
    - ③ 今後の対策に関する件
  3. その他

### ※ チクロ対策委員会の概要

このチクロ対策委員会は、全缶協としてチクロ問題に関して、あらゆる角度から対策を検討し、目的を遂行してゆくために新たに設置されたもので、浅井会長を委員長と

そのメンバーは次の各委員で構成されている。

### チクロ対策委員会委員(10名)

(東京)	北洋商事(株)	取締役社長	浅井二郎
	(株)逸見山陽堂	専務取締役	中山良助
	(株)国分商店	常務取締役	国分豊之助
	三井物産(株)	食品部長	岡崎賢吉
	野崎産業(株)	常務取締役	田端信二
	(株)明治屋	専務取締役	橘田巖夫
(名古屋)	(株)北村商店	取締役社長	北村伝司
(京都)	大橋(株)	取締役社長	大橋庄三郎
(大阪)	野田喜商事(株)	取締役社長	野田喜三郎
(神戸)	(株)吉川商店	取締役会長	西出忠義

## 1. 署名陳情に関する件

全缶協は、全国小売店を含む流通段階 30 万店を対象に署名運動を展開中であるが、この署名陳情方法について、委員会で協議の結果、自由民主党田中幹事長經由内閣総理大臣に提出することに決定した。その時期は、田中幹事長の都合を聞き一応 12 月 22 日～25 日を目標とすることになった。また一括陳情書として、全缶協浅井会長名をもつて、内閣総理大臣佐藤栄作殿宛に提出されるが、その主旨はアメリカ同様に、猶予期間の制限撤廃措置を緊急に講ぜられたいという内容を織り込んだ陳情書に改め提出することになった。

## 2. その他

一般消費者、マスコミ関係者は、チクロは毒であるといつた間違つた観念を持つており、どうしてもチクロに対する正しい知識を与えない限り、チクロ製品の消化は不可能である。従つて今後何等かの方法で PR すべきだとの意見であり、事務局において具体的案を組むことになった。

## 東部、中部、西部の調停委員会設置

チクロ禁止措置により、今後に予想される取引上のトラブルについて円満解決を進めるため、東部、中部、西部の 3 地区に調停委員会を設けることになり、次の日程でそれぞれ委員会が開催された。

### [ 東部調停委員会 ]

日時 昭和 44 年 12 月 16 日 13.00～14.00 時  
場所 ホテル国際観光 3 階 竹の間

東京都千代田区丸の内1～1（東京駅八重洲北口）

TEL 231～8281(代)

- 議 題
1. 東部調停委員長選出の件
  2. 調停委員会運営に関する件
  3. そ の 他

[ 東 部 調 停 委 員 会 ]

日 時 昭和44年12月18日 12.00～14.00時

場 所 大阪化学繊維会館

大阪市東区瓦町5～39 TEL231～2871

- 議 題
1. 西部調停委員長選出の件
  2. 調停委員会運営に関する件
  3. そ の 他

[ 西 部 調 停 委 員 会 ]

日 時 昭和44年12月19日 11.00～13.00時

場 所 都 ホ テ ル

名古屋市中区西柳町2 TEL571～3211

- 議 題
1. 中部調停委員長選出の件
  2. 調停委員会運営に関する件
  3. そ の 他

※ 調 停 委 員 会 の 概 要

この調停委員会は、11月12日チクロ禁止措置に関する理事会を開催、7



項目にわたる全任協理 理事会決定事項に基づき東部、中部、西部の 3 地区に設置されたもので、3 地区の委員構成は次の通りである。〔◎印は委員長。〕  
なおチクロ対策委員会委員、調停委員会委員の任期は問題解決までの間となっている。

東部調停委員会委員（7名）		
◎ 株 逸 見 山 陽 堂	専務取締役	中 山 良 助
株 北 洋 商 事 株	副 社 長	和 気 正 夫
株 国 分 商 店	取 締 役	竹 内 治 雄
株 明 治 屋	専務取締役	橋 田 敏 夫
株 野 崎 産 業 株	常務取締役	田 端 信 二
株 鈴 木 洋 酒 店	取 締 役 社 長	鈴 木 崇
株 日 缶 商 事 株	専務取締役	岸 田 直 人

中部調停委員会委員（4名）		
◎ 株 梅 沢	取締役会長	森 下 裕
株 メ イ カ ン	取締役社長	佐 藤 良 嶺
株 北 村 商 店	取締役社長	北 村 伝 司
北洋商事株名古屋支社	支 社 長	福 田 寛 人

西部調停委員会委員（5名）		
◎ 株 野 田 喜 商 事 株	取締役社長	野 田 喜 三 郎
株 大 橋 株	取締役社長	大 橋 庄 三 郎
株 祭 原	取締役社長	祭 原 次 郎
株 長 井 藤 商 店	専務取締役	伊 藤 勇
株 吉 川 商 店	取締役会長	西 出 忠 義

## 陳情書を自由民主党田中幹事長に手渡す

全国缶詰問屋協会浅井会長、中山副会長、北田専務理事、株式会社治屋専務取締役、橋田敬夫氏、野崎産業株式会社常務取締役、田端信二氏、三井物産株式会社第2部長岡崎賢吉氏事務局長中沢和雄の7名は、12月20日9時30分自由民主党本部前に集り、10時から約15分間田中幹事長と会談し、業界の実状を訴え、内閣総理大臣宛の陳情書を提出した。また全国の小売店を含む流通段階からの署名簿のうち、12月20日までに事務局に到着した署名簿(600冊、約10万店分)もこの陳情書に添え、田中幹事長に手渡された。

### 陳 情 書

- 1 合成甘味料チクロは食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号第6条)の許可並びに日本農林物資規格法(昭和25年5月11日法律第175号)に基づき指導を受け使用されていた。
- 2 米国においては食品薬粧品法のデラニー条項という特種な法律に基づいて10月18日チクロ使用禁止措置が発表された。
- 3 厚生省は米国の措置を鵜呑みにして何等の予告期間も設けず11月5日食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生32)を発し11月10日より使用禁止を行い、既製品の販売については清涼飲料水は昭和

45年1月31日まで、その他の食品については、昭和45年2月28日までを猶予期日として禁止する措置を取つたことは、行政不在の何ものでもないと断ずるものである。

- 4 この突然の使用販売禁止措置は、びん詰業界に400億円の損害を与え、さらに食品加工全国団体連絡協議会加盟の30団体に属する全加工食品に1,400億円におよぶ損害をもたらし、中小企業によつて形成される食品業界に連鎖的な経済破綻を惹起せしめこれが全面的な経済恐慌を招く寸前の危機に逢着している。
- 5 このような事態にある時、米国では去る11月14日チクロの人体におよぼす影響を再検討の結果現存する商品についての措置の緊急性についてカナダ並みに昭和45年9月1日まで猶予期間を延長することを決定し、さらに11月20日(木曜日)保健教育衛生省フィンチ長官は、チクロ含有食品類については、問題の検討を委任した諮問委員会の勧告を容れ、チクロ含有食品は規則に定めた条項をレーベルに表示すれば今後無期限に販売することを許可する旨決定した。これは誠に政治的に賢明なる処置であつたと言える。
- 6 われわれ食品業界における中小企業は、従来とも自由民主党政策を支持し来たつたつもりであり、今後もこの

方針には何等変更を加えるものではないが、わが自由民主党政権においてかかる失政が行われることは断じて容認致し難く可及的速やかに適切なる措置が行なわれることを期待するものである。

政府は消費者大衆と食品業界の不安を一掃すると同時に、~~経済的混乱を一掃すると同時に~~、経済的混乱を防止し、食品産業の健全育成のため季節的生産品である現存する缶、びん詰については猶予期間の制限撤廃措置を緊急に講ぜられるよう缶詰、加工食品の全国流通業者（小売店を含む）30万店あけてここに署名し陳情する。

追 伸

本陳情書は、自由民主党田中幹事長殿經由内閣総理大臣に提出される。

昭和44年12月20日

全国缶詰問屋協会

会長 浅井二郎

内閣総理大臣

佐藤栄作 殿

# 食品加工全国団体連絡協議会打合せ

日 時 昭和44年12月24日 10.00～11.30時  
場 所 全国ビスケット会館  
議 題 チクロの猶予期間に対する異議申立ての件

☆ ☆ ☆

各団体事務局代表者20名出席のもと、今回のチクロ禁止措置に伴う猶予期間について同協議会では第1段階として、行政不服審査法にもとづき異議申立てを行なうかどうかを協議の結果、秋山昭八弁護士の手を通じ、昭和44年12月末までにその手続きを取ることに決定した。

なお次回は1月8日あらためて会合し、今後の対策について協議することになった。

## 米 国 チ ク ロ 情 報

その後の米国チクロ情報につき、ワシントン フード レポート紙は、12月18日附で次のように報じている。〔三井物産報で入手、翻訳〕

Dec. 1969.

### ○ チクロ規制措置再改訂 (米国)

Washington Food Report 紙の報道(12月18日附)は下記の如く伝えている。

「数週間前のチクロ関係週間の動きを報道する際、その見出しを “If you don't like FDA's latest Cyclamate Ruling, Wait a minute” (“若し貴方がFDAのチクロ規制が気に入らないなら一寸待つて居て御覧”)とでもしようか、と考えた。然し事態を大げさに扱いきると思ひ、取止めたが、其の後の経過はその見出しでちつとも大げさでなかつた。

先週末吾々がFDA当局に確め先週の本紙に掲載した timetable (時間割り)はもう時代遅れになつて仕舞つた。

即ち、12月11日(休)の官報には今迄2月1日迄に回収することになつていた何種類かのチクロ含有食品の期日延長を含む新しい timetable が掲載された。

以下がその新しいスケヂュールである。

1月1日……合成甘味料を含有するすべてのソフトドリンク及び飲料ミックス類は同日迄に店頭から回収されなければならない。

2月1日……下記に品名を挙げられたものを除きチクロを含有するすべての食品類は通常量を摂取した場合のチクロ含有量を drug-labeled (薬品の場合と同じレベル表示)をしない限り市場から撤去されなければならない。

4月1日……“Dietetic” jams, jellies, desserts  
及び ice cream

(本紙でFDAにdietetic candyは如何かと  
問合せた所Candyは2月1日期限と回答があつた)

7月1日……チクロを使用してあり、適正な警告表示をしてない薬  
品類、6月末日以前にGeneral distribution  
(通常の流通段階すべて)から回収されなければならない。

9月1日……果実、野菜缶詰、FDA今回更に“fruit and  
vegetable juices, concentrates for  
lemonade and noncarbonated fruit  
drinks normally consumed with  
meals” (通常食事の際一諸に飲まれる果実、野  
菜ジュース、濃縮レモネード、カーボネードされてい  
ない果実ドリンク類)に迄拡張した。

以下 略」

## 齋藤厚生大臣に再陳情

全缶協会長浅井二郎氏、三井物産株式会社食品部長岡崎賢吉氏、株明治屋専務取締役  
橋田敬夫氏、全缶協北田専務理事の4氏は、12月23日午後1時齋藤厚生大  
臣に直接面会し、12月20日、自民党田中幹事長を通じ総理大臣に提出され  
た陳情書の写ならびに署名簿の一部を添え、去る11月27日の大臣陳情に引  
き續き再陳情を行なつた。

## 手持印刷空缶のみかん缶JAS品転用 取扱いについて

手持在庫印刷空缶のみかん缶詰JAS受検品転用の取扱いについて、日本缶詰協会より次のような連絡が事務局に寄せられたのでお知らせする。

技 発 第 184 号

昭和44年12月18日

全国缶詰問屋協会 殿

社団法人 日本缶詰協会

手持在庫印刷空缶のみかん缶詰JAS受検品転用の  
取扱いについて

拝啓 表記につきましては、別紙「写」のとおり農林省当局および日本缶詰検査協会に連絡のうえ、それぞれ了承を得ましたので、本製造シーズンのみかん缶詰JAS受検品については、特別措置として下記のとおり実施することができることになりました。

貴会ご関係各位に衆知されるようよろしくお取計願います。

敬 具

記

みかん以外の果実併用印刷缶のみかん缶詰JAS受検品に転用する場合  
の取扱いについて

1) 旧表示部分の抹消方法

品名および図柄を二本の太線(黒色)によつて抹消すること。

2) レーベルの貼布方法



レーベルの両端を貼布するほか、必ず缶胴に糊付し、絶対に離脱しないよう貼布すること。

3) 転用できる在庫印刷缶の種類

みかん以外の果実缶詰に限る。

4) JASマーク表示のレーベルの取扱いについて

JASマーク印刷レーベル使用承認申請書に印刷会社の納品書を添付のうえ、事前に日本缶詰検査協会の承認を求めること。

二 伸

旧表示印刷缶について、JASマークを印刷したステッカーを貼布する場合は、前記4)と同じ取扱いとすること。

## 果実飲料規格改正の説明会

日 時 昭和44年12月23日 13.30～15.00時

場 所 日本缶詰協会 会議室

議 題 果実飲料の農林規格改正について

出 席 農林省消費経済課 松岡正典氏

日本缶詰協会 ジュース委員会

日本農産缶工組 ジュース部会

[オブザーバー]

全缶協 橋田規格部会長、北田専務理事

☆

☆

☆

果汁飲料の公正競争規約設定(45年3月上旬告示、9ヵ月後施行予定)と併

行して農林省ではJ A S規格の改正作業を進めているが、日本缶詰協会ならびに日本農産缶詰工業組合では、23日農林省の松岡正典氏を招き改正の要旨について説明会を開催した。

席上松岡課長補佐は、果実飲料の種別について、①濃縮果汁、②天然果汁、③果汁飲料、④果汁入り清涼飲料（果汁入り炭酸飲料、果汁入り醗酵乳添加のものを含む）、⑤ネクター、と分けしそれぞれに規格を設けたい。またネクターの名称としては「果肉飲料」を考案中であると説明、濃縮果汁は飲用に供するとき100%相当のものは天然果汁と見做されるとし、果汁飲料にあつては、現行45%以上となつていゝのを50%以上が「果汁飲料」としたいと語つた。果汁入り清涼飲料にあつては現行の10%以上のものとし、「果肉飲料」は果実の種類ごとに規格を設けたいと述べた。

表示問題に関しては特に大きく変わる点はないが、公正規約そのままを再現する考案であり、重複するものについては公取委と同一歩調を取つて行く。しかし果汁分の表示は10%きざみに「果汁分00%」と表示することにしたい旨語つていた。

## 缶詰パンフレット刷上がる

缶詰キャンペーン委員会で製作中であつた缶詰PR用パンフレット「いつでもどこでもハイ缶詰」（副題・かん詰もの知り帖）がこのたび刷りあがつた。このパンフレットはA6版変形（20cm×20cm）18Pで、内容は「いつごろ発明されたか？」「なぜ長持ちするか？」「加熱殺菌で栄養や味が落ちないか？」「ビタミンCはどの程度保たれるか？」「缶のにおいを防ぐ工夫は？」「高くはないか？」「防腐剤などは使われていないか？」などのもの知り欄と各個所にきれいなカラー写真の缶詰料理が紹介されている。このパンフレットは、各都道府県経済課、各県の消費者センター等にて配布活用していただくほ

か、朝日女性教室や日本缶詰協会の缶詰料理講習会ならびに女子大学、料理学校等を対象に行なう缶詰セミナー等にも配布する予定である。

なお、増刷をご希望の向きに対しては、表紙4（裏表紙、缶詰キャンペーン委員会とある場所）に希望の社名、ブランド等を印刷して下記価格（印刷実費）により増刷りができる。

増 刷 費

5 0 0 ~ 1,0 0 0 部	一部単価	4 0 円
1,0 0 0 ~ 3,0 0 0 部	"	3 5 円
3,0 0 0 ~ 5,0 0 0 部	"	3 3 円
5,0 0 0 ~ 1 0,0 0 0 部	"	3 2 円
1 0,0 0 0 部以上	"	3 1 円

謹 賀 新 年

昭和 45 年 元 旦

全 国 缶 詰 問 屋 協 会

役 職 員 一 同

